

改正案	現行
<p>(発行価格等の公表の方法)</p> <p>第十四条の二 法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 発行者（発行者が外国会社である場合にあつては、当該外国会社又は第七条第一項若しくは第二項の規定により当該外国会社を代理する権限を有する者）及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする際に、その相手方に対し、発行価格、利率又は売価価格及び払込金額を電話その他の方法により直接に通知する場合に限る。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(発行登録書の添付書類)</p> <p>第十四条の四 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条に</p>	<p>(発行価格等の公表の方法)</p> <p>第十四条の二 法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 発行者（発行者が外国会社である場合にあつては、当該外国会社又は第七条第一項若しくは第二項の規定により当該外国会社を代理する権限を有する者）及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(発行登録書の添付書類)</p> <p>第十四条の四 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条に</p>

において「添付書類」という。)は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 定款(第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。)

ロ 当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

ホ 当該発行登録書の提出者が第九条の四第四項の規定により

において「添付書類」という。)は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 定款(第十七条第一項ただし書の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。)

ロ 当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合(当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

ホ 当該発行登録書の提出者が第九条の四第四項の規定により

法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、第十条第一項第二号ハに掲げる書面

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ 当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ 当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

2 発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し 又は当該株主総会の議事録の写し

法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、第十条第一項第二号ハに掲げる書面

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ 当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ 当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

2 発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付することができる。

一 第十一号様式及び第十一号の二の様式により作成した発行登録書 次に掲げる書類

イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し 又は当該株主総会の議事録の写し

ロ 第十条第一項第一号ニに掲げる書面

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ 当該発行登録書を提出する外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ 当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ 第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

3 第一項第二号及び前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。ただし、第九条の三第二項第三号に掲げる者が第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書を提出する場合であつて、第一項第二号及び前項第二号に定める書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならぬ。

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定め

ロ 第十条第一項第一号ニに掲げる書面

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ 当該発行登録書を提出する外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ 当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

ニ 第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

3 第一項第二号及び前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定め

る書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は行政庁の認可を受けたことを証する書面

ロ 当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ハ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

る書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は行政庁の認可を受けたことを証する書面

ロ 当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ハ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

ホ 第十条第一項第一号ニ、ホ、ヘ又はトに掲げる書面

二 第十五号様式により作成した発行登録追補書類

イ 前号に掲げる書類

ロ 当該発行登録追補書類に記載された当該外国会社（当該発行登録追補書類を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録追補書類の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録追補書類の提出に關する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ 当該発行登録追補書類の提出が適法であることについての法律専門家の法律意見書

ホ 第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

2 前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、第九条の三第二項第三号に掲げる者が第十五号様式により作成した発行登録追補書類を提出する場合であつて、前項第二号に定める書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

ニ 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

ホ 第十条第一項第一号ニ、ホ、ヘ又はトに掲げる書面

二 第十五号様式により作成した発行登録追補書類

イ 前号に掲げる書類

ロ 当該発行登録追補書類に記載された当該外国会社（当該発行登録追補書類を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録追補書類の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録追補書類の提出に關する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ 当該発行登録追補書類の提出が適法であることについての法律専門家の法律意見書

ホ 第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

2 前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

改 正 案	現 行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (44) (略) (45) 大株主の状況 a ~ d (略) e 会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の 7 の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合 (法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。) であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> <p>(46) ~ (87) (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (44) (略) (45) 大株主の状況 a ~ d (略) e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合 (法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。) であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> <p>(46) ~ (87) (略)</p>

改正案	現行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (24) (略) (25) 大株主の状況 a ~ d (略) e 会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の 7 の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合 (法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。) であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> <p>(26) ~ (66) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (24) (略) (25) 大株主の状況 a ~ d (略) e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合 (法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。) であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> <p>(26) ~ (66) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (14) (略) (15) 大株主の状況 a ~ c (略) d 会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の 7 の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合 (法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。) であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> (16) ~ (36) (略)	<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (14) (略) (15) 大株主の状況 a ~ c (略) d 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合 (法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。) であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> (16) ~ (36) (略)

改正案	現行
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (19) (略) (20) 大株主の状況 a ~ d (略) e 会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の 7 の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合 (法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。) であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> <p>(21) ~ (46) (略)</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (19) (略) (20) 大株主の状況 a ~ d (略) e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合 (法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。) であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> <p>(21) ~ (46) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十六号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【過去1年以内における発行登録による募集又は売出し】 (1)・(2) (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第十六号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【過去2年以内における発行登録による募集又は売出し】 (1)・(2) (略) (記載上の注意) (略)</p>